

東京音楽大学における研究活動等不正防止規程

平成27年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京音楽大学（以下、「本学」という。）における研究活動等（創作活動を含む。）にかかる特定不正行為の防止について、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 研究活動等特定不正行為の防止

(研究活動等特定不正行為の定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、本学の教職員又は学生が行った次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、特定不正行為には当たらないものとする。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(通報窓口)

第3条 本学における研究活動上の特定不正行為に関する情報提供に対応するため、本学内外からの通報を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は教務一課に置く。

3 通報窓口に通報受付管理者を置き、教務一課長をもって充てる。

(通報の受付)

第4条 通報の方法は、原則として顕名とし、特定不正行為を行った研究者、又は研究組織、特定不正行為の態様、事案の内容が明示され、かつ研究活動の特定不正行為については不正とする合理的な理由を示し、書面、電話、ファクス、電子メール又は面談によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては実名による通報に準じて扱うことができる。
- 3 通報の受付にあたっては、通報の内容及び通報者の秘密を守るため、通報の内容を知りえた者は、その内容を漏らしてはならない。
- 4 通報された事案は、速やかに統括管理責任者に通知されなければならない。

(予備調査)

第5条 統括管理責任者は、特定不正行為に関する通報があったときは、速やかに最高管理責任者に報告し、当該通報の研究分野に知識と理解のある学内研究者等の協力を得て、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 予備調査は、通報の内容の合理性、事実関係、調査可能性等について行うものとする。
- 3 通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、通報のあった日から概ね30日以内に調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の調査報告により特定不正行為の存在の可能性が認められた場合は、第6条に定める研究活動等不正行為調査委員会を速やかに設置するとともに、その旨を、通報者、被通報者並びに当該通報者、当該被通報者が所属する長に通知するほか、当該通報に係る資金配分機関に通知する。

(研究活動等不正行為調査委員会)

第6条 研究活動等不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成するものとする。ただし、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者は、除外しなければならないものとし、外部有識者を半数以上入れるものとする。

- (1) 最高管理責任者が指名する理事1名
 - (2) 最高管理責任者が指名する専任の教員3名
 - (3) 最高管理責任者が指名する当該事案の研究分野に知識と理解のある研究者若干名
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者若干名
- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、被通報者に係る研究に関して、証拠となるような資料等の保全措置をとることができる。
 - 3 調査委員会は、被通報者が本学に所属する者でない場合、又は本学による調査の実施が極めて困難であり、かつ、当該通報に係る資金配分機関が特に認めた場合、当該配分機関に調査を委託することができる。
 - 4 調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保するものとする。

(委員長等)

第7条 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、調査委員会を主宰する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(弁明の聴取)

第8条 調査委員会は、被通報者の弁明を聴取しなければならない。

- 2 被通報者は、調査委員会に対して、自己の責任において合理的根拠等を示して説明しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第9条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の報告)

第10条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に次の各号に掲げる調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 特定不正行為が行われたか否か。
- (2) 特定不正行為が認定された場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、及び特定不正行為の存在が認定された研究活動等に係る研究成果における各著者の役割
- (3) 特定不正行為がなかったと認定された場合は、通報が悪意に基づくものであるか否か。

(調査結果の通知)

第11条 最高管理責任者は、前条の調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認められた者を含む。以下同じ。）、並びに被通報者が所属する長及び当該通報者に係る資金配分機関に通知する。

- 2 前条の調査結果により、当該通報者が悪意に基づくものと認定された場合は、通報者の所属する長にその旨を通知する。

3 前条の調査結果により、特定不正行為が認定された場合には、その調査の実施などについて、文部科学省等へ報告するものとする。

(不服申立)

第12条 特定不正行為が認定された被通報者及び通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、通知された調査結果の内容について不服があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して文書により不服申立てを行うことができる。

(再審査)

第13条 最高管理責任者は、前条の不服申し立てを受理したときは、調査委員会に不服申立ての審査を命ずるものとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案して、当該被通報者及び通報者の再審査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

3 調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査するものとする。

4 調査委員会は、再審査を行うと決定した場合には、速やかに再調査を行うものとし、当該被通報者及び通報者に対して、先の調査結果を覆すに足りる資料の提出等、再調査に協力を求めるものとし、被通報者及び通報者が必要な協力を行わない場合は、再調査を打ち切ることができる。

5 調査委員会は、再調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査の通知)

第14条 最高管理責任者は、再審査の結果を、不服申立てを行った者に通知するものとする。

(再審査不服申立)

第15条 不服申立てを行った者は、前条の審査結果に対し、不服申立てはできない。

(認定を受けた者の処分)

第16条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、被通報者の特定不正行為の事実を認定したときは、原則として調査委員会の概要を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て、特定不正行為の認定を受けた者（以下「特定不正認定者」という。）として理事会の議を経て処分を決定するものとする。

2 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、悪意による通報者があつたと認定したときは、原則として、通報者の所属及び氏名を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て必要な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、前2項による公表内容に学生等が含まれている場合は、当該学生が所属する教授会又は研究科委員会の意見を聴いて適切な配慮を行う。

(研究費使用の禁止)

第17条 最高管理責任者は、特定不正認定者には処分が確定するまでの間、研究費

(研究機器の維持費等は除く。)の使用を禁止する。

(研究費の返還等)

第18条 最高管理責任者は、法令に定めのあるもののほか、特定不正認定者には、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。

2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定された研究成果の取り下げを勧告する。

(特定不正行為と認定されなかった場合の対応措置)

第19条 最高管理責任者は、調査結果に基づき、被通報者の特定不正行為の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 特定不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 調査関係者へ被通報者の研究活動等が適正であることの通知
- (3) その他名誉回復のための措置

(通報者の保護)

第20条 最高管理責任者は、通報者に対して悪意に基づく通報であることが確認されない限り、単に通報を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格等を理事会に求めてはならない。

第21条 最高管理責任者のもとに、広く研究活動等にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する研究倫理教育責任者を置くものとする。

- (1) 教務一課職員のうち、最高管理責任者が指名した者
- (2) その他最高管理責任者が必要と認めた者

第22条 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施するものとする。

第23条 配分機関は、所轄する競争的資金等の配分により行われる研究活動等に参画する全ての研究者に対して、研究倫理教育に関する研修を実施するとともに、研究倫理教育責任者に対して、その知識、能力の向上のための取組を実施するものとする。

第24条 研究倫理教育責任者は、研究者に、原則として10年間、研究データを保存させ、必要な場合に開示させるものとする。

第3章 雑則

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。